

平成 26 年 10 月 17 日

経済産業省 特許庁長官 殿

第 9 回特許制度小委員会
「資料 2 職務発明制度の見直しの方向性(案)」
に関する意見

産業構造審議会 知的財産分科会
特許制度小委員会委員
和田 映一
萩原 恒昭
鈴木 康裕
矢野恵美子

産業構造審議会知的財産分科会の第 9 回特許制度小委員会が開催されるにあたり、事前に送付いただいた資料 2 を検討いたしました。つきましては、産業界の委員として、次のとおり意見を申し述べます。

記

「1. 制度見直しの背景・趣旨」について

日本の産業競争力強化を一番の目的とし、現行の職務発明制度の抜本の見直しを行うことが、今回の制度見直しの位置づけであると理解しています。

したがって、この点を明確にすることを要望いたします。

「2. 制度見直しの方針案」について

(1) では、「現行の法定対価請求権又はそれと同等の権利」との文言が使われています。これは特許を受ける権利の譲渡対価をイメージさせますが、従業者帰属である場合はともかく、原則として原始法人帰属である今回の法改正においては、適切な表現ではないと思料します。

そこで、9月3日付意見で申し述べたとおり、「一定の手続きを経て策定した契約、勤務規則等に基づく報奨請求権」とすることが適切であると考えます。

(3) の、職務発明については、一定の場合のみ法人帰属とするのではなく、初めから法人帰属とする方針案に、賛同いたします。

以上